

1月のマイナンバーカード専用 休日窓口・延長窓口開設のご案内

平日の役場開庁時間内にマイナンバーカードの受け取りが困難な方、マイナンバーカードを作りたいけど申請の仕方がわからない方、マイナポイントについての相談等を受け付けますので、どうぞご利用ください。

休日窓口開設日時

日にち 令和5年1月8日(日)・1月29日(日)
時間 午前9時～正午まで 午後1時～午後4時まで
場所 役場住民課 正面玄関からお入りください

延長窓口開設日時

日にち 令和5年1月10日(火)・12日(木)・13日(金)
令和5年1月23日(月)・24日(火)・26日(木)・27日(金)
時間 午後5時15分～午後7時まで
場所 役場住民課 正面玄関からお入りください

取扱業務

- マイナンバーカードの受け取り(交付)
- マイナンバーカードの申請サポート
(マイナンバーカード申請用の顔写真の撮影も無料で行っています)
- マイナポイント設定支援

休日・延長窓口の注意事項

- マイナンバーカードの受け取りの方は、「個人番号カード交付通知書(はがき)」が届いた方で、事前に電話予約をお願いします。
- マイナンバーカードの更新は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- 住民票等の各種証明書の発行や、転入・転出等の住所の異動の手続きはできません。
- 窓口が混み合う際はお待ちいただく場合がありますので、お時間に余裕を持ってお越しください。 ※マスクの着用・入り口での消毒にご協力をお願いします。

～マイナンバーカードの申請を希望される方へのお願い～

通知カードまたは、QRコード付きのマイナンバーカード交付申請書をお持ちの方は持参するようお願いいたします。お持ちでない方は、身分証明書を持参してください。

※マイナポイントの対象となるのは令和4年12月末までカードを申請した方です※

令和4年12月末までマイナンバーカードを申し込みされた方を対象にマイナポイントがもらえます。令和5年2月末までにお買い物やチャージ、登録や申込をすることで最大20,000円分のポイントがもらえますので、ぜひご利用ください!

